

令和5年漁業権一斉切替 千葉県における内水面漁場計画の概要
(1)共同漁業権

公示番号	種類	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	参考			
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況	
内共第1号 (養老川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ (1/1～12/31)	(6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	市原市及び夷隅郡大多喜町地先	養老川及びその支派川 ※現行どおり	市原市及び夷隅郡大多喜町	なし	内共第1号	養老川	適切かつ有効に活用されている。
内共第2号 (小櫃川)	第1種 第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	しじみ あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ にじます わかさぎ (1/1～12/31)	(1/1～12/31) (6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先	小櫃川及びその支派川 ※現行どおり	木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市	なし	内共第2号 内共第15号	小櫃川	適切かつ有効に活用されている。
内共第3号 (湊川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	あゆ こい ふな おいかわ (1/1～12/31)	(6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	富津市地先	湊川及びその支派川 ※現行どおり	富津市	富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流50メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流50メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流50メートルの区域では定置性網漁具を使用してはならない。	内共第3号	湊川	適切かつ有効に活用されている。
内共第4号 (夷隅川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ (1/1～12/31)	(6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先	夷隅川、その支派川及びその旧川 ※現行どおり	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町	なし	内共第4号	夷隅川	適切かつ有効に活用されている。
内共第5号 (南白亀川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	しじみ こい ふな うなぎ (1/1～12/31)	(1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	茂原市及び長生郡白子町地先	南白亀川及びその支派川 ※現行どおり	茂原市及び長生郡白子町	なし	内共第5号	南白亀川	適切かつ有効に活用されている。
内共第6号 (栗山川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1～12/31)	(1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町地先	栗山川及びその支派川 ※現行どおり	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町	なし	内共第6号	栗山川	適切かつ有効に活用されている。
内共第7号 (手賀沼)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ (1/1～12/31)	(1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先	手賀沼及びその支派川 ※現行どおり	柏市、我孫子市、白井市及び印西市	なし	内共第7号	手賀沼 我孫子手賀沼	適切かつ有効に活用されている。
内共第8号 (印旛沼)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ もつご (1/1～12/31)	(1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先	印旛沼及びその支派川 ※現行どおり	成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町	八千代市平戸地先の平戸橋下流端の線と同市村上地先の村上橋上流端の線との間の新川、印西市及び印旛郡栄町地先の長門川並びに旧長門川では定置性漁具(刺し網及びせんは除く。)を使用してはならない。	内共第8号	印旛沼	適切かつ有効に活用されている。
内共第9号 (与田浦)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1～12/31)	(1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	香取市地先	与田浦川(与田浦を含む)及びその支派川 ※現行どおり	香取市	なし	内共第9号	佐原	適切かつ有効に活用されている。

灰色箇所：今回追加する魚種

×：今回削除する魚種

下線部：今回変更する箇所

(1)共同漁業権

公示番号	種類	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	参考			
								現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況	
内共第10号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ	(1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31)	香取市地先	利根川 ※現行どおり	香取市	なし	内共第10号	佐原	適切かつ有効に活用されている。
内共第11号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ	(1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31)	香取市及び香取郡東庄町地先	利根川 ※現行どおり	銚子市富川町、森戸町、笹本町、桜井町及び宮原町、香取郡東庄町並びに香取市	なし	内共第11号	笹川 中利根 北総	適切かつ有効に活用されている。
内共第12号 (利根川)	第1種	R5.9.1から R15.8.31まで	かき あさり はまぐり 餌むし	(1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31)	銚子市及び香取郡東庄町地先	利根川 ※現行どおり	銚子市及び香取郡東庄町	なし	内共第12号	銚子市 下利根 中利根	適切かつ有効に活用されている。
内共第13号 (小糸川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな おいかわ うぐい	(1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31)	君津市地先	小糸川及びその支派川 ※現行どおり	君津市	なし	内共第13号	小糸川	適切かつ有効に活用されている。
内共第14号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ	(1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31)	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町並びに茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町、稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先	現行どおり	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町並びに茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町、稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市	茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流50メートルの区域においては網漁具を使用してはならない。	内共第14号	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	適切かつ有効に活用されている。
内共第15号 (小櫃川)	第1種	H26.9.1から R3.8.31まで	しじみ	(1/1~12/31)	木更津市及び袖ヶ浦市地先	小櫃川下流域	木更津市、袖ヶ浦市及び君津市	なし	内共第15号 (小櫃川)	小櫃川	適切かつ有効に活用されている。

×：今回削除する箇所

下線部：今回変更する箇所

※全て漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

(2) 区画漁業権

現行の 免許番号	種類	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	参考			
									現行の 免許番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況	
内区第1号 (夷隅川)	第1種	団体漁業権	<u>R5.9.1</u> から <u>R10.8.31</u> まで	あおのり	(9/1~翌4/30)	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	夷隅川下流域 ※現行どおり	いすみ市	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	内区第1号	夷隅川	適切かつ有 効に活用さ れている。
内区第2号 (夷隅川)	第1種	団体漁業権	<u>R5.9.1</u> から <u>R10.8.31</u> まで	あおのり	(9/1~翌4/30)	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	夷隅川下流域 ※現行どおり	いすみ市	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	内区第2号	夷隅川	適切かつ有 効に活用さ れている。
内区第3号 (一宮川)	第1種	団体漁業権	<u>R5.9.1</u> から <u>R10.8.31</u> まで	あおのり	(9/1~翌4/30)	長生郡長生村一松地先	一宮川下流域 ※現行どおり	長生郡一宮町及び長生村	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	内区第3号	一松内水面	適切かつ有 効に活用さ れている。
内区第4号 (南白亀川)	第1種	団体漁業権	<u>R5.9.1</u> から <u>R10.8.31</u> まで	あおのり	(9/1~翌4/30)	長生郡白子町剃金及び古 所地先	南白亀川下流域 ※現行どおり	長生郡白子町	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	内区第4号	南白亀川	適切かつ有 効に活用さ れている。

×：今回削除する箇所 下線部：今回変更する箇所

※全て漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定